

東区自治協議会の委員の公募に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）に基づき東区に設置する、東区自治協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

(公募委員人数)

第2条 東区自治協議会の公募委員の人数は、3人以内とする。

2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、公募委員は、欠員とすることができる。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 行政区内に住所を有する満18歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員ではない者
- (3) 本市の職員及び市議会議員ではない者
- (4) 東区自治協議会の公募委員として、過去に2期活動したことの無い者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、電話番号及び生年月日を記載したものに小論文及び活動歴を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。

(推薦会議)

第5条 公募委員の選考は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第3条第1項の規定により設置する、東区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）が行う。

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、推薦会議において小論文及び活動歴を審査し、構成員の合議により行うこととし、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等をあわせて行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月15日より施行する。

この要領は、平成24年12月14日より施行する。

この要領は、平成26年12月17日より施行する。

この要領は、平成28年11月29日より施行する。

この要領は、平成30年12月7日より施行する。

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

この要領は、令和4年11月24日より施行する。